

提案内容審査要領

1 受託候補者の選定方式

本委託業務の受託者を決定するため、プロポーザルにより提案内容及びサンプル動画の審査を行い最も高得点を獲得した提案者を第一受託候補者として選定する。

2 配点及び各審査段階における審査基準

別に定める選定委員会委員 4 名がそれぞれ持ち点を 100 点とし、本プロポーザルに係る審査を行う。審査基準及び配点は以下のとおりとする。

(1) 審査

ア 配点

審査項目	審査基準	配点	
同種業務の 履行実績	過去に契約先を地方公共団体とする本業務 と同等内容の業務実績を有しているか	なし	0 点
		1 件	5 点
		2 件以上	10 点
業務実施体制	業務の実施体制及び進行管理体制について、 明確に提案しているか	10 点	
動画内容	視聴者への到達力 ・ コンセプトの明確性 ・ インパクト ・ クオリティ ・ 発想力（着眼点）	50 点	
啓発媒体 提案内容	提案する媒体の啓発効果を提示しているか	10 点	
見積額	20 点×（全受託候補者の中の最低提案価格） ／（受託候補者の提案価格） ※小数点以下は切捨て	20 点	
総計		100 点	

イ 審査基準

契約上限額を上回る見積り金額を提示した提案者については失格とする。

3 第一受託候補者の決定方法

総計の最も高い提案者を第一受託候補者とする。ただし、総合得点の最高点が 2 社以上で同点の場合は、選定委員による選考会により決定することとする。

4 その他

応募が一社のみであった場合、審査により提案者が60点以上を獲得した場合は、当該提案者を第一受託候補者とする。